

# **一般社団法人健康ビジネス協議会認証制度実施要綱**

## **(目的)**

第1 この要綱は、国民の健康維持・増進に関する商品及び役務（以下「健康関連商品」という。）を認証することにより、消費者の健康に対する意識の向上や健全な健康ビジネスの展開を図るとともに、健康関連産業の振興に資することを目的として、一般社団法人健康ビジネス協議会（以下「協議会」という。）が実施する認証制度について必要な事項を定めるものとする。

## **(定義)**

- 第2 この要綱において「認証」とは、第8に基づき申請された健康関連商品について、第4の基準（以下「認証基準」という。）に適合することを、協議会が認め証することをいう。
- 2 この要綱において「認証テーマ」とは、協議会が指定する特定の分野で、別に定めるものをいう。
- 3 この要綱において「認証マーク」とは、第10により認証された健康関連商品（以下「認証商品」という。）やチラシ等に表示することができるマークで、認証テーマにより、別に定めるものをいう。

## **(認証対象商品及び役務)**

第3 本認証制度において対象となる商品及び役務は、認証テーマにより、別に定める健康関連商品とする。

## **(認証基準)**

第4 認証基準は、認証テーマにより、別に定めるものとする。

## **(企画委員会)**

第5 本認証制度を実施するに当たり、協議会企画委員会（以下「企画委員会」という。）は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 認証テーマの設定
- (2) 認証テーマに係る認証基準の制定
- (3) 認証テーマに係る認証制度実施要領（以下「実施要領」という。）の制定及び運用
- (4) 認証テーマに係る審査委員の選定
- (5) 認証マーク及び認証番号の適正表示の確認
- (6) 認証商品に関する本要綱、実施要領、関連法令（以下「関連規程」という。）等の遵守状況の確認
- (7) その他、本認証制度の実施に必要な業務

## **(審査委員会)**

第6 協議会会长は、認証テーマにより認証制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、認証制度審査委員（以下「審査委員」という。）を委嘱するものとする。

2 審査委員会は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 認証基準に基づく認証申請の内容の審査
  - (2) 協議会会長への審査結果の報告
- 3 審査委員は、外部有識者を含む専門家等により構成するものとする。

#### (申請者)

第7 本認証制度の申請者は、協議会の会員又は会員となる見込みのある者とする。  
ただし、会員となる見込みのある者は、認証されるまでに会員になるものとする。

#### (認証の申請)

第8 申請者は、別に定める様式に必要書類を添えて、協議会に申請するものとする。  
2 協議会は、申請された書類の内容を確認し、不備がない場合は審査を行う。

#### (申請内容の審査)

第9 協議会会長は、申請内容の認証審査に当たり審査委員会の開催を要請するものとする。  
2 審査委員会は、必要に応じ申請者に対して、ヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることができる。  
3 審査委員会は、認証基準に則り、申請内容について審査し、審査結果を協議会会長に報告するものとする。

#### (申請商品の認証)

第10 協議会会長は、審査委員会から報告のあった審査結果を受けて、認証の適否を決定し、申請者に対してその結果を通知する。  
2 認証する場合は、結果の通知と合わせて、以下について付記するものとする。  
(1) 認証マークの使用の許可及び使用上の注意事項  
(2) 認証番号  
(3) その他、必要事項

#### (認証表示)

第11 第10により認証の通知を受けた者（以下「認証者」という。）は、認証商品やチラシ等に認証マーク及び認証番号を表示することができる。  
2 認証マーク及び認証番号は、認証商品に関連するもの以外に表示してはならない。

#### (手数料)

第12 協議会は、本認証制度の事務を運営するために必要な経費として、申請者又は認証者から、手数料を徴収することができる。  
手数料の種類及び金額は、認証テーマにより、別に定めるものとする。  
2 本認証制度に係る、その他の必要経費は、申請者又は認証者が負担するものとする。

#### (認証期間及び認証の更新)

第13 認証期間及び認証の更新は、認証テーマにより、別に定めるものとする。

### (認証商品の変更)

- 第 14 認証者は、認証商品について申請内容と異なる商品に変更する場合、別に定める様式に必要書類を添えて、協議会に申請するものとする。
- 2 変更に係る内容及び様式については、認証テーマにより、別に定めるものとする。
- 3 協議会は、提出された書類の内容を確認し、不備がない場合は審査を行う。

### (認証の辞退)

- 第 15 認証者は、以下のいずれかに該当する場合、別に定める様式に必要書類を添えて、協議会に届け出るものとする。
- (1) 認証商品が認証基準を満たさなくなった場合
- (2) 自ら認証を辞退しようとする場合
- 2 協議会は、提出された書類の内容を確認し、不備がない場合は受理するものとする。

### (認証者の責務及び認証の取消)

- 第 16 認証者は、認証商品に関する関連規程等を遵守しなくてはならない。
- 2 認証者は、消費者等との間において認証商品に係る品質、安全性等の問題が生じたときは、自らの責任において、その処理を行うものとし、処理状況を速やかに協議会に報告しなくてはならない。
- 3 協議会が認証商品に関する検査、報告等を求めた場合、認証者は真摯に対応しなくてはならない。
- 4 協議会会长は、認証者が以下のいずれかに該当する場合、認証を取り消すことができる。この場合、認証者に対してその旨を通知するとともに、これを公表するものとする。
- (1) 第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合
- (2) 協議会に対し多大な損害を与える行為であると協議会会长が認めた場合
- 5 認証の取消に伴う損害等について、協議会は一切の責任を負わないものとする。

### (協議会の支援)

- 第 17 協議会は、本認証制度の普及、拡大を通じて協議会会員の業績発展に資するため、認証商品の広報や販路拡大等を支援するとともに、定期的に当該商品の販売状況等の把握に努めるものとする。

### (秘密保持義務)

- 第 18 協議会において本認証制度に関わる者は、正当な理由なく、本認証制度において知り得た事実を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

### (知的財産権等の取扱)

- 第 19 協議会は、申請された健康関連商品及び認証商品に係る知的財産権、申請者の個人情報、申請者及び認証者からの提出書類等について、第 18 に基づく秘密保持義務に配慮して、適正に取り扱わなければならない。

### (その他)

- 第 20 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成 27 年 2 月 27 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 30 年 7 月 17 日から施行する。